6 学校訪問について

1 学校訪問の目的

秋田県「学校教育の指針」を基調とし、「南の学校教育の重点」(p5、6)等に基づいて指導や助言、 支援を行うことにより、「本県学校教育が目指すもの」の達成のために、それぞれの地域や学校の実情に応 じた、豊かで活力のある教育活動の具現化に資する。

2 実り豊かな研修のために

- (1) 全般についての留意点
 - ・訪問期日の設定に当たっては、計画的、継続的な研修になるよう、 | 年間の研修の流れの中に効果的に 位置付けること(一定の期間に集中しないよう留意すること)。
 - ・自校の研修のねらいや推進状況等に応じて、研究授業及び研究協議会等の研修内容・日程等を適切に定め、研修が充実し成果が上がるよう工夫をすること。
 - ・学校全体における研修となるよう、各種訪問に向けた授業構想会や指導案検討会、研究協議会のもち方を検討したり、協議内容の共有方法を工夫したりするなどし、校内研修の充実を図ること(他学年や他教科等の実践を互いに生かしながら研修を充実させることができるよう配慮すること)。
 - ・幼保、小、中の連携や小学校間及び中学校間の連携を深めるために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした幼児の成長や、同一中学校区内の小・中学校で育成を目指す資質・能力を共有したり、実態把握のための情報交換をしたりするなど、研修のもち方を工夫すること。

(2) 訪問に係る事前相談について

- ・研究を進めたり学習指導案を作成したりする上で、悩みや疑問等が生じた場合は、訪問者に電話等で問い合わせるなどして、当日の研修が有益なものとなるようにすること。
- ・訪問の実施に関する相談がある場合は、速やかに訪問者に電話等で連絡すること。

3 学校訪問の形態、内容等について

(1) 所長等訪問

※旅費は県教育委員会が負担

7.01000 (10X1) XXXX (10X1)		
内 容(訪 問 者)	留 意 事 項	
学校経営全般についての指導や助言に当たる。	・学校経営説明及び全教員の授業提示を行うこと。 ◇日程や内容等は副主幹、管理主事が市町村教育委員会	
(所長、出張所長 他)	を通じて連絡する。	

(2) 計画訪問

※旅費は県教育委員会又は市町村教育委員会が負担

形態	内 容(訪問者)	留 意 事 項	送 付 資 料
	指定校等に対し、研究の	・指定領域に関わる研究内容の説明、教科等の	□学習指導案
指定校	内容、推進の仕方などにつ	授業提示及び全体研修会等を行うこと。	□訪問当日の日程
訪問	いて指導や助言に当たる。	◇教育庁の担当課指導主事等及び南教育事務所	
	(指定校担当指導主事等)	主任指導主事も同行する場合がある。	
	指導方法の工夫改善に係	・特定授業(少人数指導又はTTによる授業)	□学習指導案
	る加配校等に対し、指導と	及び、少人数学習等に関わる質疑応答及び指	□訪問当日の日程
	運用の在り方について指導	導助言の時間を、各Ⅰ時間設定すること。	□状況説明で使用
少人数	や助言に当たる。		する資料
学習等	(少人数学習担当指導主事	・目的に沿った内容となるよう、日程等につい	
加配校	等)	て、訪問する指導主事と訪問日の3週間前ま	
訪問		でに連絡をとること。	
			「公和(午班
		※訪問についての詳細は、当該校に配付する 少人数学習等加配校訪問について」を参照っ	
		2 - 22 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	0

形態	内容(訪問者)	留意事項	送付資料
7.5	児童生徒支援加配		
	校・生徒指導専任加	提示と生徒指導の取組状況及び加配教	
児童生徒	配校・養護教諭加配	員の運用状況の説明等を行うこと。	む)
支援加配・	校に対し、指導と運	・目的に沿った内容となるよう、日程や	□取組説明で使用する資料
生徒指導	用の在り方について		
専任加配	指導や助言に当たる。	指導主事と訪問日の3週間前までに連	(実施する場合)
及び養護	(生徒指導担当指導	絡をとること。	□学校いじめ防止基本方針
教諭加配	主事等)	・原則として、2年にI回は全体研修会	(令和6年度版)
に係る教		を開催すること。	□学校生活に関するアンケー
員加配校		・原則として、IO学級以上の学校は、全	
訪問		学級の授業提示を2時間に分けて設定	
		すること。	の授業時数(最大授業時数)
		◇特別支援教育担当指導主事が同行する	が把握できる資料
		場合がある。	
		・全学級(特別支援学級を含む)の授業	
	及び学校が抱える生	提示及び全体研修会(生徒指導の取組	
	徒指導上の諸課題等	状況説明を含む)を行うこと。	む)
	について指導や助言	・目的に沿った内容となるよう、日程や	
.I ./ L II- \ - \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \-	に当たる。	全体研修会等について、生徒指導担当	
生徒指導	(生徒指導担当指導	指導主事と訪問日の3週間前までに連	
訪問	主事等)	絡をとること。	(令和6年度版)
		・原則として、10学級以上の学校は、全	
		学級の授業提示を2時間に分けて設定	ト用紙等
		すること。 へは叫土垤数女担火北道之東 られへ数女	
		◇特別支援教育担当指導主事や社会教育	
	快到古挼学级 <i>(</i> 通	主事が同行する場合がある。 ・対象学級の授業提示及び研究協議会、	
	付別又版子級(題 級指導教室を含む)	- 対象子級の技術技術及の研究協議会、 - 研修会を行うとともに、その内容の共	
	が新設及び増設され		□個別の教育支援計画
┃ ┃特別支援		※「通級による指導実践研修」や「特別	
│ 符別又族 │ 学級等新	課程の確認、学級経	支援学級実践研修」と併せて実施する	□対象学級の年間指導計画
一子級寺利	営や指導力向上に向	ことも可能である。	口为家子版》中间旧专时回
校訪問	けた指導や助言に当		
仅的问	たる。		
	(特別支援教育担当		
	指導主事)		
		・対象となる教科等や特別支援教育の経	□学習指導案
	援教育の指導の在り	営説明及び授業提示、研究協議会を行	□訪問当日の日程
	方について、「学校		□当該教科等の年間指導計画
		◇地域との連携に関する助言等を行うた	
	らして指導や助言に	めに、社会教育主事が同行する場合が	
	当たる。	あること。	□個別の教育支援計画(特別
		※特別支援教育の訪問については「通常	支援教育)
	事、特別支援教育		
	担当指導主事)	実践研修」「特別支援学級実践研修」	教育)
		と併せて実施することも可能である。	

(3) 中堅教諭等資質向上研修及び初任者研修修了者訪問・中堅教諭等資質向上研修対象者訪問 ※旅費は県教育委員会が負担

形態	内容(訪問者)	留意事項	送 付 資 料
	中堅教諭等資質向上研	・対象となる教員の授業提示及び研究協	※教科等訪問に準じ
中堅教諭等資	修修了者、初任者研修修	議会を行うこと。	る。
質向上研修及	了者に対し、原則として	※令和5年度中堅教諭等資質向上研修事	
び初任者研修	修了次年度に授業等への	務所研修Ⅱの際に授業を提示した教員	
修了者訪問	指導や助言に当たる。	は除く。	
	(教科等担当指導主事)		
	中堅教諭等資質向上研	・対象となる教員の授業提示及び研究協	※教科等訪問に準じ
中堅教諭等資	修対象者に対し、研修当	議会を行うこと。	る。
質向上研修対	該年度に授業等への指導	※令和6年度中堅教諭等資質向上研修対	
象者訪問	や助言に当たる。	象教員全員が授業を提示する。	
	(教科等担当指導主事)		

(4) 義務教育課員等による学校訪問(詳しくは、義務教育課員等よる学校訪問実施要項を参照)

※ が負は示	双月安貝云小貝担		
形態	内 容(訪問者)	留意事項	送 付 資 料
要請訪問 A (国語、社会学、 算数、外国 理科、外国 語活動 国語)	各学校の研修計画に基づく授業研修等を行う場合は会市町村教育委員会等を員会をはまるの教育研究に係る研究に係る研究に係る研究に係る研修に、要請にに当たる。(*」「ユニット2」)	・次のでは、 ・次のである。 であるの作さで、 であるの作さで、 でのであるのができる。 でのであるのができでででででででででででででででででででででででででででででででででいまれる。 でのであるができまれる。 でのであるができまれる。 でのであるができまれる。 でのであるができまれる。 でのであるができますができます。 でのであるができますができます。 でのであるでは、 でのであるでは、 でのであるでは、 でのであるでは、 でのであるでは、 でのであるでは、 でのであるでは、 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのであるでは、 でいているでは、 でいできまする。 でいている。 でいないな、 でいないでいな、 でいていな、 でいていな、 でいないな、 でいないな、 でいないな、 でいないな、	①のみの場合 □研究計画 □学習指導案 ※本時の指導等の実際が分かるが、分かるが、分かるが分かるが分かるが分かるとかっては計画があることの日間は、100円には、100
要請訪問 B (国数 注 (国数 八 () () () () () () () () () ()	年間を通して、継続的に学力向上に向けた授業研修を希望する学校の要請に応じ、指導や助言に当たる。(*2「ユニット」)	を行う。 ・期日は、要請訪問Aについては 推進チームと南教育事務所が協 議の上決定し、要請訪問Bにつ いては推進チームが必要に応じ て各学校と協議の上決定する。	①、②を希望する場合上記のものに加えて□研究実践の概要□成果と課題

(5) 特別支援教育実践研修(詳しくは「令和6年度特別支援教育の研修・相談案内」を参照)

※旅費は県教育委員会が負扣

形態	内 容(訪問者)	留 意 事 項 送付資料	
通常の学級 実践研修	研究 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	・対象学級の授業提示を行うこと。 ・複数の特別支援教育支援員が配置 されている学校であっても、授業 提示は 授業とすること。 ・個別の教育支援 計画 (作成している場合) □個別の指導計画 □特別支援教育の 年間計画	
通級による 指導実践研修	通級による指導担当教員の実 践的指導力の向上を図るととも に、地域の特別支援教育の推進 を図るための指導や助言に当た る。 (特別支援教育担当指導主事)	・授業提示を日程に組み込むこと。 ・研修実施校だけでなく、管内の通 級指導教室設置校は、教育事務所・□個別の教育支援 出張所が提供する情報を参考に、 本研修を研修の場として積極的に 活用すること。□□個別の指導計画	
特別支援学級 実践研修	特別支援学級担任の実践的指導力の向上を図るための指導や助言に当たる。 (特別支援教育担当指導主事、特別支援学校の教職員)	・対象学級の授業提示を行うこと。 ・近隣の小・中学校等に研修の場を 提供できるように、本研修の実施 校は参加の呼び掛けを検討するこ と。 □個別の指導計画 □提示授業の年間 指導計画	

(6) 要請訪問

※旅費は市町村教育委員会又は研究団体等が負担

かかえば PPT TIATION TO MITTING RE			
内 容(訪問者)	留意事項	送 付 資 料	
各学校、県・市町村・地区研究	・自校の研修計画に基づく必要性を明確にし、	□学習指導案	
団体等の要請に応じ、指導や助言	訪問の要請をすること。	□訪問当日の日程	
に当たる。	・教科等に関わる研究協議会や実技研修の実施	□学校又は研究団体	
(教科等担当指導主事、生徒指導	も可能であること。	の、研究主題及び	
担当指導主事、特別支援教育担	・県・市町村・地区研究団体等の研究会への要	研究に関わる資料	
当指導主事)	請は当該研究団体等が南教育事務所長に申請	等	
	すること。		

- ※送付資料は、PDFファイルにして、訪問する指導主事のメールアドレス宛てに訪問日の I 週間前までに送付すること。
- ※次の資料については、訪問する指導主事の教育事務所・出張所宛てに訪問日の | 週間前までに郵送するか、又は個人名等を特定できないようにするなど(イニシャルにするなど)した上で、PDFファイルにして訪問する指導主事のメールアドレス宛てに訪問日の | 週間前までに送付すること。
 - ・「児童生徒支援加配・生徒指導専任加配及び養護教諭加配に係る教員加配校訪問」「生徒指導訪問」 の個人情報が含まれる資料
 - ・「特別支援学級等新設・増設校訪問」「教科等訪問(特別支援)」の資料
 - ・「特別支援教育実践研修」の資料

^{*&}lt;sup>|</sup>「ユニット2」…義務教育課、各教育事務所・出張所、高校教育課、総合教育センターの国語、 社会、算数・数学、理科、外国語担当指導主事等

^{*2「}ユニット」」・・義務教育課の国語、社会、算数・数学、理科、外国語担当指導主事等